

応用統計学会細則

この細則は、本会会則39条に従って定めるものである。

会員

- 第1条 理事会が本会会員（正会員、賛助会員、学生会員を含む）としてその入会を承認したときは、ただちにその旨を通知する。新入会の会員は、入会の期日にかかわらず、その年度の会費全額を納入するものとする。
- 第2条 賛助会員はその代表者を定め本会に通知する。賛助会員の名称や代表者の変更の場合も同様である。
- 第3条 すべての会員は年会費を毎年総会時（4月を予定）までに納入しなければならない。
- 第4条 会費の滞納が2年以上に及ぶ会員は、理事会の承認を得て、除籍することができる。

会長、副会長の選出

- 第5条 選挙管理委員会は監事2名と庶務理事（組織管理担当）によって構成する。
- 第6条 正会員および名誉会員は会長、副会長の候補者それぞれ1名を、本人の内諾を得た上で推薦することができる。
- 第7条 正会員および名誉会員は、会長候補者名簿、副会長候補者名簿の中から、各1名ずつ無記名により投票を行う。
- 第8条 選挙の結果は、選挙管理委員会が開票を行い、会長1名、副会長1名を選出する。なお、同一候補者が複数の役に当選した場合には、会長、副会長の順に決定する。また定数を超えて同数の得票者が出了場合には、抽選により決定する。

評議員の選出

- 第9条 本細則8条にて選出された会長、副会長は評議員を兼ねるものとする。他の評議員の定数は23名以上とし、正会員および名誉会員による選挙で選出する。

- 第10条 正会員および名誉会員は正会員・名誉会員名簿にもとづき、次の各項に従って無記名投票を行う。
- (1) すべての正会員および名誉会員の中から3名までの評議員候補者を連記する。
 - (2) 投票で空欄および誤記がある場合には、その分についてのみ無効とする。
- 第11条 選挙の結果は、本細則5条に定める選挙管理委員会が開票を行い、評議員ならびに地区代表評議員を、次の各項に従って選出する。
- (1) 評議員については、会長、副会長として当選した2名以外の候補者の中から、本細則第11条(2), (3)に沿って選出する。
 - (2) 本細則第11条(4)の各地区において高得票順に2名を超えない最大人数を地区代表評議員とする。地区代表評議員の定数を超えて同点者があらわれた場合には、抽選により決定する。
 - (3) 前項により選出された地区代表評議員を含め、高得票順位の第23位までの者を選出する。同点者があらわれた場合は、地区代表評議員を含めて会則第17条の規定の定数内であれば同点者全員が当選とし、定数を超えて同点者があらわれた場合には、抽選によって決定する。
 - (4) 地区代表評議員に関する区割りは次の通りとする。
 1. 北日本地区（北海道、青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島、富山、石川、福井、長野、新潟、栃木、茨城、群馬、山梨）
 2. 南関東地区（東京、千葉、神奈川、埼玉、国外）
 3. 東海近畿地区（静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、大阪、京都、奈良、和歌山、兵庫）
 4. 西日本地区（鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

監事・理事の選出

- 第12条 (1) 以下に掲げる職務分担の理事は、評議員会が、会長、副会長以外の正会員または名誉会員の中から推薦し、通常総会の承認を受けて選任される。また、理事の任期途中で欠員が生じた場合には、評議員会の承認により補充できる。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間までとする。
- 庶務理事（定数3）組織管理／会議・文書・総会／情報・広報
- 会計理事（1名以上2名以内）会計・経営管理

- 編集理事（1名以上2名以内）会誌の編集・出版
 - 企画理事（1名以上4名以内）研究発表会，講演会，シンポジウム，各種研究会等の企画，調整
 - 無任所理事（若干名）理事会の決定による特別任務，地区連絡
- (2) 監事候補者は，評議員会が，会長，副会長，理事以外の評議員の中から2名互選のうえ総会に推薦する。監事は，通常総会の承認を受けて選任される。また，監事の任期途中で欠員が生じた場合には，評議員会の承認により補充できる。ただし，後任者の任期は前任者の残任期間までとする。

外部団体役員の選出

第13条 日本学術会議会員候補者，推薦人，および統計学研究連絡委員会委員は評議員が選出する。

会 誌

第14条 会誌は次の1誌を発行する。

「応用統計学」 Japanese Journal of Applied Statistics

第15条 会誌には原著論文，総合報告，事例研究，研究ノート，フォーラム，資料のほかに，本会記事，会務報告，その他の事項を掲載する。

第16条 会誌は年2回発行を原則とする。

第17条 会誌の定価（機関購読者などの会員外への頒布）は理事会で定めるものとする。

第18条 会費を1年以上滞納した会員には，会誌の送付を停止する。

附 則

本会則および細則は昭和57年 1月 9日より施行する。

昭和58年 9月13日 改 訂
平成 3年 4月19日 改 訂
平成 6年 4月21日 改 訂
平成13年 4月 5日 改 訂
平成28年 5月28日 改 訂
平成29年 5月20日 改 訂

令和 5 年 3 月 23 日 改 訂

令和 6 年 1 月 24 日 改 訂

令和 6 年 4 月 30 日 改 訂

令和 6 年 5 月 9 日 改 訂

令和 7 年 5 月 12 日 改 訂

令和 7 年 5 月 17 日 改 訂

令和 7 年 11 月 20 日 改 訂